

補正予算に対する反対討論

2013年3月12日 宮川えみ子

宮川えみ子です。日本共産党を代表して、議案第70号 及び、議案第90号について反対の立場で討論します。

はじめに、議案第70号 2012年度福島県一般会計補正予算（第11号）について申し上げます。

国の2012年度補正予算はさる2月14日国会を通りましたが、日本共産党は、民主、みんな、生活、社民の各党とともに反対しました。

共産党の反対の理由は、補正予算は、自民・公明両党が政権に復帰して初めて編成した13兆円にも及ぶ巨額のものですが、いま国民が求めているいかにして所得を増やすか、安定した雇用で人間らしい暮らしを保障するか、デフレ不況から脱却し庶民増税なしに財政再建への一步を踏み出すか、被災者支援に全力を尽くすか、の願いに応えていないという事です。

「緊急経済対策」を実行するためという内容は、公共施設等の老朽化対策など当然のものもありますが、全体として景気回復にはつながらず、国民に巨額の負担を押しつけ、旧来の大企業支援策と国債増発による公共事業の復活そのものです。大規模な公共事業政策の効果は一時的で、かえって国民に莫大な借金を残し消費税をさらに上げることになりかねません。

景気回復に必要なことは、大企業の身勝手なリストラ、賃下げをやめさせ、内部留保の一部を賃金と雇用、中小企業に還元し、国民の所得を増やして経済の好循環の突破口をひらくことこそ必要です。一時金だけ、正社員だけでなく広範囲な雇用、非正規も含めての賃金の引き上げが必要です。

国は、被災者支援では、避難区域だけに医療費と高速道路の無料化については一年延長を行ったものの、避難者のみの延長だけで津波・地震などの被災者などには該当させません。しかも一年間の延長のみです。一年で被災者の置かれている状況が前進するかと言えばまったく見通しはないわけで、不安は増すばかりです。

グループ補助金も地震対応については、県は新年度も対象を県内全域とすることを国に重ねて要望をしてきたと言いますが、国は認めませんでした。この制度は、中小商工事業者自らが今度の大震災を乗り越え雇用を確保し町の活性化に貢献していくための、あるいは観光の発信など復旧・復興になくてはならない事業です。

今回の県の補正予算の内容は、このような国の方針に対し一定求めるべきことは求めています。大震災・原発事故と言う未曾有の大震災を受けての県民の立場に立っているか、現行法の枠を超えても被災者・避難者の立場に立って頑張っているか、と言えそう評価はできないのです。

今回の補正予算は、歳入・歳出では、増額が約900億円で、減額分が約1200

億円、差し引き 3 1 6 億 4 3 0 0 万円の減額で、増額の方は国の緊急経済対策関連や雇用創出対応などが計上されています。

減額の方は、復旧・復興事業の見直し等です。その中の災害救助費が約 2 0 0 億円の減額になっていますが、その内容に問題があります。

まず、全国各地に避難している方の借り上げ住宅支援の請求分が各都道府県を通して福島県に来ますが、この費用が 6 8 億円の減額となっています。

さる 2 月 1 2 日に私ども共産党県議団は、双葉町が役場ごと避難をしている、埼玉県加須市旧騎西高校に行きましたが、ここでの懇談会では近隣の民間住宅に転居する場合の支援を求められました。このことについて国は、「賠償で」と言っているようですが、一時避難所からの転居ですから支援することは当然と考えますが、一刻も早く国は住宅支援を認めるべきです。

問題は、双葉町民の半分が埼玉県を中心に県外にいるわけで、県外から県外の転居支援も認めないと、双葉町民は近隣に住み替えたいと思っても支援をもらうことができなくなります。

この時の懇談会では、放射能の問題で福島県に戻ることをためらう方が多くいました。放射能に対する考え方がそれぞれに違ってしていました。戻ることも戻らないことも認めるべき立場で支援をすべきです。

私ども共産党は、県外から県外に転居する場合もそれぞれの事情に応じて認めるべきと求めておりましたが、県の支援は限定的でした。

しかも、その後県は、昨年 1 2 月に限定的支援も締め切ってしまった。今は県外から県内に戻るのみ認めています。

また、県内自主避難者の借り上げ住宅支援も妊婦・子どものいる世帯を対象としましたが、白血病の再発が心配などで自主避難した方や、家賃が 6 万円をオーバーした方などへの支援がまったくなされないなど問題が残っています。さらに、同一市町村内で放射線量が高い所から低い所に自主避難している方への支援もありません。

福島市が新年度予算で、これまで対処できなかった課題に対する国の新たな交付金「福島定住緊急支援交付金」を利用して市営住宅を作るという事です。これは国の「子育て環境の整備等・福島中通り等への定住支援事業」ですが、市長は福島市内のうち放射線量の低い地域を探して建設する、自主避難をした市民や避難したくてもできない市民への住まいの支援としています。このように国も実情と世論に押され、新たな支援策を作って市内から市内への転居を認める方向です。これらのことを見れば、県が同一市町村内での自主避難者の住宅支援をすることは当然と考えます。

また、応急仮設住宅の改善・補修などの費用が少なかった分として 5 2 億円減額されていますが、様々な要望は今も続いています。防風ネットがほしい、アコーディオンカーテンで下が寒い、物置は他県の 1. 5 倍の大きさにしたとは言え、小さくて思いつきの品を持ってくることもできなどのほか、洗濯機の音が棟の端から端まで聞こえる、ドアの音が大きいなど長期化するにつけて我慢も限界になってきています。水平

展開をして要望を聞いたと言いますが、不十分です。

避難者・被災者支援のあらゆる問題で出されてくるのは、「原子力損害賠償で」と言う考えですが、賠償で東電から求めるというのであれば国や県が肩代わりすればいいことです。

知事は、避難生活が長期化する中で、避難者一人一人の実態に応じたきめ細かな支援に努めると言いますが、子ども・被災者支援法はまだ基本方針も決まっていません。もちろんこの法律を早急に具体化することは喫緊の課題ですが、ここに対応を求めるだけでは支援は進みません。まずは県がやる、そして国に求める姿勢が大切です。今までも、県内自主避難者への支援など、国と見解が分かれていたことに対しては一定はやってきたわけですから、この立場を前進させて、2年もたっても展望のない状況を大きく転換させることが求められております。県の役割を發揮する時であり、不十分です。以上の理由から今回の減額補正には反対です。

次に、議案第90号 県の行う建設事業等に対する市町村負担の追加及び変更については、県の事業に対する市町村負担であり、市町村の置かれている困難な状況を見れば市町村負担はやめるべきです。

以上で討論を終わります。